

資料 2

島根県公立大学法人評価委員会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、島根県公立大学法人評価委員会条例（平成 18 年島根県条例第 50 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、島根県公立大学法人評価委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第 3 条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（意見の聴取）

第 4 条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（議事録）

第 5 条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

（庶務）

第 6 条 委員会に関する庶務は、島根県総務部において処理する。

（補則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 29 日から施行する。